

岡公共第240号
平成28年7月4日

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部長
(公 印 省 略)

平成28年度 特定保健指導事業の御協力をお願い

平素より、保健事業運営に対し格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年4月1日付け岡公共第31号により、特定健康診査及び特定保健指導事業の実施について通知しているところですが、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査（定期健康診断や人間ドック等、特定健康診査に代える健診を含む。）の結果から、厚生労働省の定める一定基準を越えるリスク保持者に対して「特定保健指導」を実施し、メタボリックシンドローム関連疾患の予防に取り組んでおります。

しかしながら、特定保健指導利用者は少なく、リスク保持者は年々増加傾向にあります。組合員の生活習慣病の発症・重症化予防の強化のため、事業の主旨を御理解いただき、対象者の意識向上、積極的利用の促進に御協力いただきますよう、お願いいたします。

連絡先

岡山県教育庁 福利課 健康管理班
TEL 086 - 226 - 7604

訪問型特定保健指導事業について

特定保健指導事業の一環として平成26年度から、訪問型特定保健指導を実施しております。従来の特定保健指導を受けるためには、対象の方に医療機関に出向いて利用頂いておりましたが、日々の業務が忙しい等の理由で利用しにくい状況であると推察しております。訪問型特定保健指導は、利用者の利便性向上と生活習慣病の発症・重症化予防を強化するという観点から、当共済組合が委託した(株)全国訪問健康指導協会の専門スタッフが所属所を訪問し、対象者一人ひとりの状況に合わせて生活習慣改善のサポートを約6ヶ月間継続的に行うというものです。(特定保健指導積極的支援該当者のみ)

事業に関する詳細は下記のとおりですが、貴所属所の特定保健指導の対象者が所属所訪問型を希望する場合は、所属所への保健指導員訪問について、御協力の程お願い申し上げます。

記

委託先

SOMPO リスケアマネジメント株式会社 連絡先：0120-334-523
(旧 株式会社 全国訪問健康指導協会)

実施方法

- 1 随時対象者を抽出し、対象者の所属所長宛に委託先から以下の送付書類をお送りします。到着後速やかに、対象者へ実施案内(対象者宛封筒)を配付してください。
(対象者本人及び所属所への費用負担はありません。)
<送付書類>
訪問型特定保健指導の実施について(通知)
特定保健指導対象者名簿(積極的支援のみ)
特定保健指導実施案内(対象者宛封筒)
- 2 対象者本人が訪問型を希望される場合、所属所にて、対象者と委託先の専門スタッフ(保健師・管理栄養士・看護師)が面談を行います。(事前に対象者の所属所へ、利用希望の有無の確認、希望の場合の日程調整等電話が入ります。)面談は初回のみです。
- 3 初回面談実施後は電話で継続的に支援を実施し、6ヵ月後に評価を行います。

所属所への依頼事項

委託先の専門スタッフ(保健師・管理栄養士・看護師)からの電話連絡や面談は、平日の勤務時間中に実施されます。また、面談場所として会議室や応接室を使用する等、御面倒をお掛けしますが、御配慮頂きたく、重ねて御協力の程お願い致します。

実施時期

平成28年度の定期健康診断・人間ドックの結果に基づく該当者への最初の電話連絡は、平成28年8月から平成29年3月の間に順次行います。

初回面談の実施時期は、平成28年8月から平成29年6月末を予定しております。また、支援期間は初回面談実施後6ヶ月間となります。

その他

県教育委員会所管所属所の組合員については、職務に専念する義務を免除することができます。

なお、市町村立学校等の組合員については、所管する市町村教育委員会等に照会の上、適切な手続きをお取りください。

公立学校共済組合岡山支部
(岡山県教育庁 福利課 健康管理班)
TEL 086-226-7604

特定保健指導のお知らせ

特定保健指導とは

いわゆるメタボリックシンドローム該当者又はその予備軍である人に対し、食生活や生活習慣の指導を行うものです。保健指導の対象になる人は、特定健康診査(メタボに特化した健康診断)の結果でわかります。なお、定期健康診断または人間ドックを受診すれば、特定健康診査を受けたことになります。

特定保健指導には2種類あります(健診の結果で対象が決まります)。

動機付け支援

メタボ予備軍の方に対する指導です。初回面談により生活改善のアドバイスを受け、取り組みます。6ヶ月後、電話等で確認します。

積極的支援

メタボ該当者の方に対する指導です。同じく初回面談により生活改善のアドバイスを受け、取り組みます。6ヶ月間、定期的に電話等での支援が行われます。

特定保健指導が必要な理由

メタボリックシンドロームを放っておくと、将来、心疾患、脳卒中、糖尿病の合併症など、日常生活に支障を来したり、生命を脅かす重大な病気になる可能性が高くなります。病気になる前に、食事や生活習慣を見直し、予防しなくてはなりません。

利用方法について

(1) 動機付け支援 該当者

対象者に利用券をお送りしますので、指定医療機関へ予約の上、利用してください。

(2) 積極的支援 該当者

次の2つから選択できます。

訪問型特定保健指導の利用

希望者に、共済組合本部が委託した専門機関から電話で日程調整が行われます。希望の日時に、相談員が所属を訪問し、面接を受けることができます。

指定医療機関での利用

を希望されない方には医療機関の利用券をお送りしますので、指定医療機関へ予約の上、利用してください。



ペナルティについて

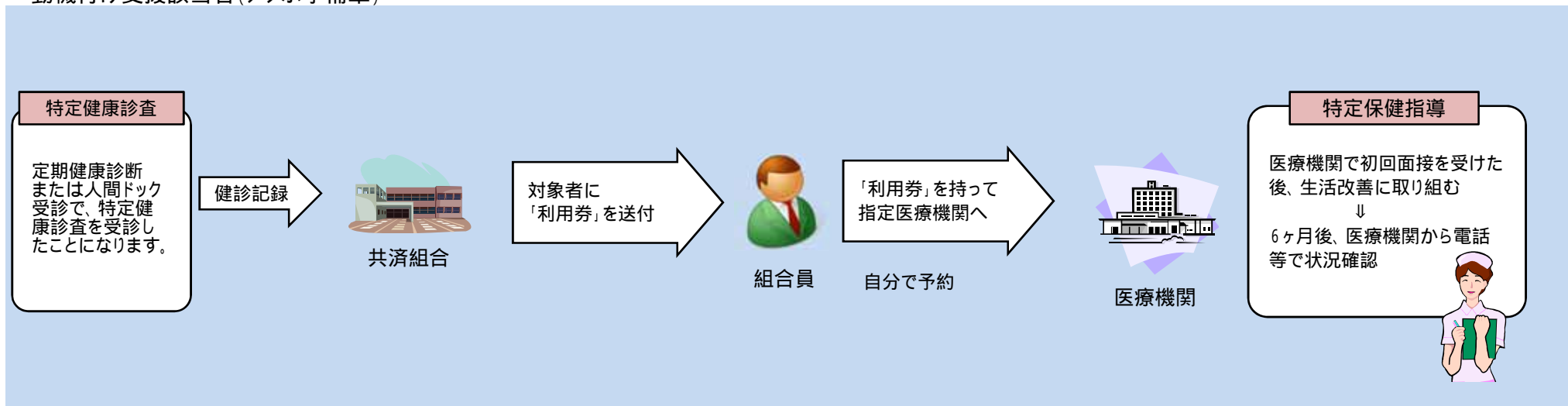
特定保健指導の利用は義務ではありません。しかし、実施率が著しく低い場合、公立学校共済組合全体にペナルティが課せられ、組合員の掛金上昇につながる可能性があります。国民が協力して、将来の医療費を抑える努力をするという観点から、対象となった場合はぜひ指導を受け、生活習慣を改善しましょう。

所属へのお願い

積極的支援対象者には、訪問型特定保健指導の委託先から職場に電話がかかることがあります。また、訪問型特定保健指導を利用の場合、初回は相談員が所属を訪問し、面談を行いますので、面談が受けられるよう、場所の提供をお願いします。

特定保健指導の流れ(任意継続組合員を除く組合員)

動機付け支援該当者(メタボ予備軍)



積極的支援該当者(メタボ該当者)

